

令和6年4月15日

公共工事等担当者 各位

総括工事監査監

霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領の一部改正について

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮した工事現場の熱中症対策に掛かる経費については、「霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領（令和2年3月4日制定）」を定め、「熱中症対策に資する現場管理費の補正試行について（令和2年3月9日付け総括工事監査監通知）」により、現場管理費の補正を試行していますが、「霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領」の一部改正することとしたので通知します。

この通知は、令和6年5月1日から適用します。

【主な改正点】

1. 第7条第2項に「ただし、気象観測所と施工現場との標高差が大きく、著しく真夏日の日数が異なる場合や最寄りの観測所で WBGT 値の提供が無い場合で WBGT 値を採用したい場合には、近隣の気象観測所の採用を許容する。」を追記する。
2. 第7条第3項イを「変更設計時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は「最寄りの気象観測所における直近過去3ヶ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値（少数第3位四捨五入）。対象期間が15日／月以上あれば、平均値の1/2（少数第3位四捨五入）を計上。工期末10日間は除く。」に基づき、加算する日数を受発注者で協議の上、定めること。」とする。
合わせて「また、気象観測所「溝辺」または「牧之原」付近の平野部を選択した場合は、「溝辺」または「牧之原」の日最高気温の観測データを標高差による補正（平野部には標高差を勘案して、気象観測所「溝辺」の日最高気温の観測値に1.6度を加算、「牧之原」の日最高気温の観測値に2.3度を加算）を行ったデータとそれを基に集計した真夏日日数を報告することができる。なお、この際は気象観測所を「溝辺（平野部）」または「牧之原（平野部）」として報告すること。」を追記する。
3. 「熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧」を令和6年3月版に更新する。

【問い合わせ先】

総務部工事契約検査課 検査 G（内線：3911）